
国が条約を締結することは、以下の便益を受けられることから重要である...

- 条約のもとでより大きな安全策が必要とされること。これは、子どものみならず、実の家族も養親の家族もこれらの大きなセーフガードから便益を受けられることを意味する
- 養子となった子どもたちに受入国へより容易に移転する手続を効率化したこと。
- 全ての締約国において養子縁組を自動的に承認すること。

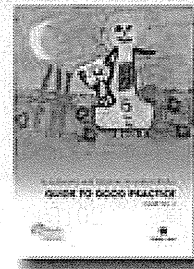
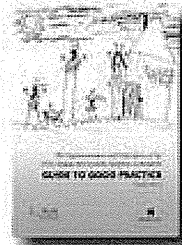
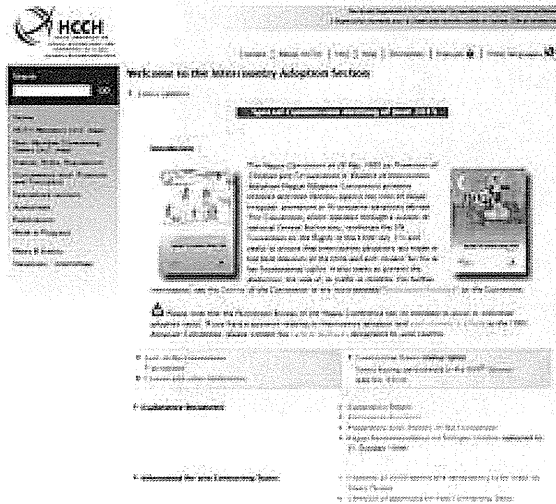
スライド55

- 条約を通じて結びつく当局及び機関の公認の国際ネットワーク=
 - より大きな協力の創出
 - 問題の予防
 - プロセスの迅速化
- 国々に以下のことが可能となる法的拘束力のある国際的な手段：
 - 子どもの誘拐、売買、取引の阻止
 - 国際養子縁組に関連する不当利益行為及びその他悪用の撲滅

スライド56

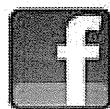
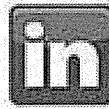
www.hcch.net → 国際養子縁組セクション

グッド・プラクティス(優良実践)に関する指針—第1号、第2号



スライド57

私たちとつながりましょう！


 フェイスブック：
ハーグ国際私法会議

 LinkedIn：
ハーグ国際私法会議

 YouTube：
HagueConference

 ツイッター：
@HCCH_TheHague

 ハーグ国際私法会議
secretariat@hcch.net
www.hcch.net

スライド58



—写真1 2015年7月9日 厚生労働省にて講師(右)と通訳(左)—



—写真2 2015年7月9日 研究会の様子—

【資料2】 ハーグ条約批准に向けた日本の課題とベルギー・韓国との比較

項目	ハーグ事務局 講演のポイント	日本の現状と 課題	ベルギーの例	韓国の例	日本への 提案
子ども の最善 の利益	◎子どもに家庭 を与えるのであ って、家庭に子 どもを与えるの でない。 子どもの最善の 利益優先	・国外の養親希 望者の希望と 生みの母の希 望に沿ってマ ッチングがさ れやすい。 ・子どもの権利 を代弁する機 能が十分働か ない。	・子どものニーズ に応えられる養 親を子どもに提 供することが重 要とされ、認可 された機関の介 入を必要として いる。	・ハーグ条約 への批准が大 きな原動力と なり、子ども が生まれた家 庭で育つため の支援の充実 と公的機関の 介入強化の方 向へ進んでい る。	◎国や公的機 関が養子縁組 に介入するこ とにより、子 どもの権利を 保障すべきで ある。
中央当 局の設 置	◎養子縁組の情 報を一元的に管 理・運営する権 限のある機関を 定めること。 ・養子縁組の情 報には、候補の 子どもの「養子 となる可能性」 (adoptable) の 情報が含まれる (実母の背景、 子どもの出生の 状況、養子にな った理由他)。 ・通常、国には 養子となる子ど もの登録簿があ り、後に養子が ルーツ探しをす る際に訪ねる窓 口となる。	・日本では養子 縁組を取り扱 う所管が法務 省か厚労省か あるいは国際 養子縁組の場 合外務省か、ど こが中央当局 となるか定ま っていない。 ・養子となる子 どもを一元的 に登録するシ ステムがない。	・適性を認定され た養親と養子縁 組可能な子ども を養子縁組機関 が受理できない とき、養親と子ど もの調査書類を 共同体中央当局 と連邦中央当局 に登録する。当局 の調整によって、 とくに障害のある 子どもの養子 縁組を促進する ほか、外国の中央 当局から申請を 受けた養親志願 者と国内で縁組 できない子ども の養子縁組を促 進する仕組みが ある。	・ハーグ条約 の批准に向け て中央養子縁 組院を設立し 情報の一元化 を図った。将 来的には国内 で広く養親 を探す仕組み として活用さ れる予定であ る。	◎国際養子縁 組の中央当局 を設置し、養 子に関する情 報を一元的に 管理・運営す る制度の創 設。

国内養子優先	<p>◎ Subsidiary (補完性) の原則 (出身家庭→親族家庭→国内の家庭養護→国際養子縁組 (親族の場合は優先)。国内で十分養親家庭を探すことが前提で、国際養子は国内養子を補完するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で十分検討せず、国際養子に出る子どももいる。 ・国内で十分検討したが、養親候補者が見つからなかったという補完性の原則を実効する制度がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際養子縁組は実親又は拡大家族が監護養育できない子どもの代替的家庭養育として認め、さらに子どもの出身に可能な限り、近い文化、言語、宗教的環境において養子縁組することを優先。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で5か月間養親候補を探すあらゆる努力をし、やむを得ない場合海外養子縁組を進めることとなっている (養子縁組特例法第7条)。 	<p>◎補完性を実現する制度の導入 (国内で養親を探してから国際養子縁組を考慮)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央当局などで、判断する仕組みの導入。
子どもの売買禁止	<p>◎子どもの売買禁止 (金銭支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭の支払いが絡むようになり、子どもを探して利益を得ようというような悪循環が生じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間機関の手続き料金に関しては不透明な部分もあり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養親縁組の費用は、中央当局が機関の申請にもとづいて認め、予め明記することで透明性を確保している。 ・機関は定期的査察を受ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内養子縁組の手数料は政府より支払われ養親の負担はない。 ・民間機関は許可制であり、保健福祉省の監督を受ける。 	<p>◎民間機関を認可にし、資金を透明にし、指導監督を受ける。</p>
出生後の同意	<p>◎養子縁組に関する生みの親の同意を取るのは子どもの出生後に限られる。同意は、十分に説明を受け、書面で行われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民間機関の実践では、子どもの出産時に養親候補者が決まっている例もある。 ・実親の同意の期間は定まっていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組の同意は生後2ヶ月後と定め、親の熟慮と子どもの状態を観察する期間としている。ただし、同意の撤回は遅くとも、養親へ委託後6ヶ月までと定めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・011年8月の改正養子縁組特例法により養子縁組の同意は生後1週間後と定められた。1週間の熟慮期間については、十分ではないが一定の役割は果たせる。 	<p>◎生みの親の養子縁組の同意は、生後1週間以上で書面ですること定める。</p>

平成 27 (2015) 年度厚生労働科学研究海外調査研究分担研究報告
6. 海外における養子縁組制度と実務に関する調査研究 続

研究分担者： 鈴木 博人 (中央大学法学部) 高橋由紀子 (帝京大学法学部)

研究協力者： 森 和子 (文京学院大学) 菊池 緑 (養子と里親を考える会)

姜 恩和 (埼玉大学) 野辺陽子 (高知県立大学地域教育センター)

上鹿渡和宏 (長野大学) 栗津美穂 (International Foster Care Alliance)

増田幸弘 (日本女子大学) 徳永祥子 (国立武蔵野学院)

張 羽寧 (キングスカレッジ・ロンドン精神医学研究所)

研究の要旨： 要保護児童の養子縁組あっせんは、県の児童相談所が行なう任務の一つとして児童相談所創設以来、保護者のない子どもの養子縁組を希望する里親へ委託することで里親制度の枠内で行なわれてきた。だが、里親委託と養子縁組業務を専任で担当する職員を配置する児童相談所は少なく、対象児童の選定基準、養親となる家族の適性の評価、委託後の子どもと家族の支援方法等に明確な方針を定めている機関は少ないのではないだろうか。里親委託と養子縁組の実務をどのように区別して実践しているのかも明らかではない。民間では、国の手続規則や様々な点について判断基準を定めた指導書などがあるわけではないから、団体や個人が最善と考える方法と経験に基づく独自の基準を模索しながら実務に取り組んできたのではないかと考えることができる。

海外における養子縁組あっせん手続きとその実務に関する調査研究では、調査対象とした9か国で、現在、どのような実務体制のもとで、その実務がどのように実践されているのかを明らかにし、日本における公民の養子縁組機関に役立つ実務のガイドラインの今後の作成に参考となる情報収集を行なった。

A 研究の目的

海外調査研究は、平成26年と27年にわたり、カナダ、韓国、イギリス、アイルランド、アメリカ、ドイツ、フランス、オーストリアおよび新たにベルギーを加えた9か国の国内および国際間の要保護児童の養子縁組に関する実践手続きを明らかにし、日本における福祉制度としての養子縁組のあり方を検討する基礎的資料を提供すること、お

よび各国の調査結果をもとに養子縁組の理念，実務体制，養子縁組の実務を国際比較をすることで国際的動向や傾向を知ることを目的とした。

B 研究方法

調査研究は，現地の実務機関又は研究機関を訪問し，研究者又は実務家のインタビュー調査を行ない，提供された資料とその他の文献をもとに進められた。

平成 27 年度には，新たにカナダのブリティッシュ・コロンビア州，韓国，イギリス，米国およびアイルランドの訪問調査およびベルギーのフランス語共同体（自治州）の制度についての文献調査研究も加えた。また，調査対象とした 9 か国の研究調査の成果を国際的に比較するために「各国の養子縁組斡旋制度と実務に関する質問票」をコアメンバーで作成し，国別調査研究で明らかにされたデータの回答を求めて，すでに報告された調査報告等の情報を含めて，「9 か国の養子縁組斡旋制度とその実務手続に関する国際比較の試案」を表にした。そして 4 つの調査研究班が共同して企画した「養子縁組実務のガイドライン草案」の作成課程で，国際比較によって明らかにされたことを草案に反映させることに努めた。

C 研究の結果

第 I 部を各国の訪問調査および文献研究の諸報告としてまとめ，第 II 部を「9 か国の養子縁組斡旋制度とその実務手続に関する国際比較の試案」に関する報告としてまとめて示すことにする。第 II 部の最後には，国際比較試案を表としたものを掲載する。

第 I 部 各国の訪問調査および文献研究の諸報告

- 1 森和子「カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州の養子縁組機関の調査報告」
養子と里親を考える研究会発表：パワーポイント資料
- 2 野辺陽子「韓国における養子の出自を知る権利」
- 3 菊池緑「ベルギー・フランス共同体（自治州）の養子制度と実務に関する研究」
- 4 栗津美穂「アメリカの養子縁組レポート（2）」
- 5 増田幸弘・徳永祥子「アイルランドの養子縁組について」
- 6 上鹿渡和宏「イギリスの PAC-UK について」

9 鈴木博人「オーストリアの養子制度」

第Ⅱ部 9か国の養子縁組あっせん制度とその実践手続きに関する国際比較

1 2014～2015年度の海外班調査研究に基づく「各国の養子縁組斡旋制度と実務に関する質問票」への回答

2 2014～2015年度の海外班調査研究に基づく9か国の養子縁組あっせん制度と実践手続きに関する国際比較表の作成について

(1) 国際比較表(試案) 1

(2) 国際比較表(試案) 2

第Ⅰ部 各国の訪問調査および文献研究の諸報告

2015年度厚労科学研究・海外調査研究報告(1)

ブリティッシュ・コロンビア州(カナダ)の
養子縁組機関の訪問調査報告

森 和子 (文京学院大学)

はじめに

わが国でも「社会的養護の課題と将来像」^④で、今後10数年の間に、施設の本体施設、グループホーム、里親等の割合を3分の1ずつにしていく目標が掲げられ家庭養護の重要性が認識され推進していく方向が打ち出された。欧米では児童の発達の観点からも、乳幼児期の継続した愛着関係の形成が重要であり、児童は可能な限り家庭的環境の中で養育されることが最も望ましいと考えられ里親養育や養子縁組が推進されている。パーマネンシーの保障は、児童の成育史における連続性の感覚を養い、青年に向けてのアイデンティティの形成過程の原動力(Kroger, 2000)となり、その後の自立の基盤となる重要なものである。実務家からも「子どもが健全に育つためには、特定の大人との安定した信頼関係がすくなくとも20年以上継続されることが必要である」(岩崎, 2001)とされている。児童福祉サービスの中でも養子縁組制度は、実親に代わって血縁を超えて子どものパーマネンシーを保障する制度であることに意義がある。そこでカナダの養子縁組のシステムからベストな選択に向けての養子縁組の相談支援のあり方に注目した。カ

ナダでは養子縁組の成否を決定する基準は、子どもの最善の利益であって、それ以外の基準は認められていない(大谷,2001)。健全な家庭を作るための子育て支援システムが発達している国の一つであるカナダでは「24時間親でいることは大変なこと、親には援助が必要」という共通意識を持ち支え合っていくこと、そして親が自信を持てるよう(エンパワーするよう)サポートするのがカナダ流の子育て支援(福川, 2001)という理念が背景にある。

カナダは、10の州と2つの準州からなる連邦国家である。先住民、イギリス系、フランス系、アジア系などの多種多様な集団とそれに伴うさまざまな文化も共存する国である。児童福祉のサービスの歴史的経緯をみると、保健、教育、福祉の問題はそれぞれの教区や自治体の管轄領域であったが、英領北アメリカ法(1867年)の下で、各州にまかされるようになった。児童福祉サービスに関しては、連邦の統一基準を作ろうとする動きもあった(クリシック, 2008)。カナダ連邦政府の児童福祉は国が統一した制度を示すのではなく、制度の基準を示すのみで、社会サービスなどのプログラムは州政府と市町村が所轄している。そのため、州や準州により児童の定義は異なる。児童の年齢も各々16歳未満から18、19歳未満までとまちまちで、様々な社会的養護を受けている子どもについての連邦の統一した枠組みを作り上げるのは非常に困難であるといわれている(Mutcahy & Trocme,2010)。

カナダでの社会的養護(イン・ケア)を受けている児童の実態として、2007年の統計^④では、カナダ全土で、社会的養護を受けている児童は67,161人である。ブリティッシュ・コロンビア州(以下BC州とする)は人口が3番目に多く、0歳から18歳までの児童数915,168人に対し、社会的養護を受けている児童が9,271人で全体の10.1%を占めている。カナダの社会的養護には、里親養護と施設養護、サポートを受けての自立生活がある。施設養護は子どもに問題行動があり、里親ではケアできない子どもや特別な保護を必要とする子どものためにある。これらのサービスは、非営利団体や民間機関または個人で運営されている(資生堂児童福祉海外研修報告書,2005)。ケアに入る子どもの大部分は里親委託され、その中から養子縁組になる子どもたちもいる。

2014年に行ったBC州の養子縁組あっせんの現状と実務体制の文献調査(森, 2015)から、徹底して子どもの最善の利益を追求した養子縁組のあり方を実践し、養子縁組あっせんに関して法律や規則により詳細に取り決められた制度を整えていることが明らか

になった。わが国では、子どもの最善の利益を第一に考慮した養子縁組の手続きに関する法的規定や、行政手続きを明確にした公式文書は存在しない。そのため養子縁組の手続きのプロセスやアフターケアは各機関に全面的に委ねられているのが現状である(林,2015)。本研究では、養子縁組を支えるサービスにおいて重要な役割を担う BC 州の認定養子縁組機関と BC 州子ども家庭省を訪問調査することにより、わが国の養子縁組相談支援への示唆を得たいと考えている。

第 1 章 研究の目的と方法

第 1 節 研究の目的

本研究では、BC 州の認定養子縁組機関と子ども家庭省等の訪問調査により、養子縁組の手続きとアフターケアの相談支援のあり方を明らかにするとともに、わが国の養子縁組相談支援への示唆を得ることを目的とする。

第 2 節 研究の方法

2014 年に行った養子縁組あっせんの現状と実務体制の文献調査(森, 2015)を踏まえた上で、バンクーバーにある BC 州認定養子縁組機関 2 か所を訪問しインタビュー調査と資料の収集を行った。その後 BC 州カムループス市の BC 州子ども家庭省を訪問し、養子縁組専門ソーシャルワーカー (Adoption Social Worker)、養親希望者の研修等を行う Child Specific Recruiter (以下 CSR とする)と子ども家庭省を通して養子縁組をした養親のインタビュー調査を行った。調査結果は、BC 州の養子縁組サービスの概略を資料とインタビューにより得た情報をもとにまとめた。次に、BC 州認定養子縁組機関と子ども家庭省での調査により明らかになった養子縁組の手続きや養子縁組後の支援について、実親・子どもに対する相談支援、養親に対する相談支援、養子縁組機関のあり方の視点から分析した。訳語については大谷(2001)と近藤(2001)によるカナダの養子縁組法、養子縁組斡旋規則は近藤(2003)によって日本語訳されている条文を原文とともに参考にし、本研究でも次のように統一した。Biological parent(実親), Biological mother(実母) Biological father(実父), Ministry of Children and Family Development(子ども家庭省), 認定養子縁組あっせん機関(Licensed Adoption Agency), 開放的養子縁組 (Openness Adoption), 閉鎖的養子縁組(Closed Adoption)⁽⁹⁾とした。

第3節 調査対象と日時

調査を始めるにあたって 2015 年 3 月にカナダに所用で行った際に子ども家庭省の養子縁組専門ソーシャルワーカーと子ども家庭省の元 CPR から、BC 州の養子縁組のしくみや実態について基礎調査を行った。その上で BC 州認定養子縁組機関調査として、1ヶ所目の Family Services of Greater Vancouver(以下「ファミリーサービス」とする)には 2015 年 8 月 13 日に理事の Delia Ramsbotham 氏から、2ヶ所目の Sunrise Family Services Society(以下「サンライズ」とする)には 8 月 14 日に訪問し、統括部長である Shelley Brownell 氏から各 2 から 3 時間の聴取を行った。基礎調査を行った子ども家庭省の CSR には 8 月 17 日、養子縁組専門ソーシャルワーカーから 8 月 18 日に各 2 時間、子ども家庭省から養子縁組をした養親には 8 月 17 日に 1 時間のインタビュー調査を実施した。

第2章 調査結果

第1節 BC 州の養子縁組サービスについて

1. 養子縁組あっせんについて

BC 州の児童福祉サービスは、政府の担当部門、もしくは政府の取り決めによって直接提供されている。BC 州では、養子縁組は子ども家庭省による公的養子縁組機関と BC 州に 4ヶ所ある民間の BC 州認定養子縁組機関で行われている(Family Services of Greater Vancouver, Sun rise Family Services Society, Choices Adoption and Counseling Services, The Adoption Center of BC の 4ヶ所)。認定養子縁組機関では、①国内養子(主に新生児や乳児)、②国際養子、③公的機関の里親託置から移行する養子縁組を扱っている。

民間養子縁組機関も公的機関での養子縁組と同様の規制のもとにおかれている。養子縁組機関事業の監督として、子ども家庭省及び大臣によって認可された非営利の養子縁組機関が養子縁組を取り扱う権限を与えられている〔第4条(a)号,(b)号〕(近藤, 2001)。公的機関である BC 州の子ども家庭省では、基本的には社会的養護が必要な州内の子どもは里親に託置をする。公的機関からの養子縁組は、主に社会的養護を必要として里親に委託された里子から実親の元に戻る事が不可能な子どもを養子縁組している。具体

的には何らかの障がいをもっているリスクの高い子どもやきょうだいなどである。4歳以降の年齢的に高い子どもが多い。里親委託の目標は家庭復帰であり、多くは復帰しているのであるが、裁判所が家庭復帰させることは子どもの最善の利益から考えると不利益であると判断した場合に養子縁組ケースとして登録される。養子縁組の待機児童は虐待や母親による出産前のドラッグやアルコールによる問題を抱えている場合が多い。50%以上の子どもはきょうだいであり、引き離さずに一緒に委託するようにしている。BC州の総人口は約450万人(BC州観光局2015年9月22日現在)であるが、そのうち先住民の占める割合は4%程度であるにもかかわらず、社会的養護を受けている児童のうちの半数以上は先住民の児童であることも課題となっている。BC州の子ども家庭省には先住民・移行サービス部(Service Transformation Division II)が設けられ、特別な文化的プログラムを作成して先住民の子どもと家庭に対する福祉改革を進めている(森,2012)。1996年の新法により、私的養子縁組も公的機関の養子縁組と同様の規制のもとにおくことになった。子ども家庭省及び大臣によって認可された非営利の養子縁組機関が養子縁組を取り扱う権限を与えられている〔第4条(a)号, (b)号〕(近藤, 2001)。養子縁組機関施行規則には、ライセンスの申請について、期限が切れる6ヶ月前までには州のディレクターに更新の手続きをしなければならない。職員の犯罪歴の確認なども規定されている。ライセンスの中止もしくは取り消しの条項では、養子縁組に係る人々への最善の利益への手厚い配慮がなされない場合、養子縁組機関施行規則に反している場合など、細かく定められている。養親希望者に対して、a. 委託前のサービス、b. 養子縁組計画の作成、c. 同意の準備、d. 子どもの健康上、家族的背景の調書の作成、e. リーズナブルなカウンセリング、f. 子どもの委託6か月後のサービスなど、財政面では、養子縁組費用施行規則によりいかなる時も養親希望者や養親から寄付金を受取ったり、求めてはならないと厳しく規定している。

2. 統計からみるBC州の養子縁組

BC州の養子縁組の最新の統計⁴⁾から、子ども家庭省で養子縁組が成立した人数が、2011年から2012年で225人、翌年は205人と微減したが、2013年から2014年では231人、2014年から2015年で265人となっている。養子縁組待機児童プログラムにより里親に委託された子どものうち、実親の元に戻れない子どもたちを養子縁組すること

によりパーマネンシーを保障するという考えから増加の方向にあることがわかる。それに対して認定養子縁組機関の担当する国際養子縁組は 2011 年から 2012 年が 139 人、2012 年から 2013 年、2013 年から 2014 年が 117 人である。国内養子縁組も 2011 年から 2012 年で 37 人、翌年が 31 人とどまっている。認定養子縁組機関による国際養子縁組と国内養子縁組ともに減少していた。養子縁組機関施行規則が制定された 1996 年には 7 か所の機関があったが、ケースの減少により現在は 4 か所になった。親族などへの直接委託(Direct Placement)⁽⁵⁾は、2011 年から 2012 年で 10 人、翌年が 13 人となっている(表)。

表 BC 州における養子縁組の統計

年度	2014 ～ 2015	2013 ～ 2014	2012 ～ 2013	2011 ～ 2012
MCFD(待機児童プログラム)	265 人	231 人	205 人	225 人
国際養子縁組	*	117 人	117 人	139 人
国内養子縁組	*	*	31 人	37 人
直接委託	*	*	13 人	10 人
計	265 人	348 人	366 人	411 人

出典：Adoptive Families Association of BC より作成

*現在のところ集計されていない。

第 2 節 BC 州認定養子縁組機関訪問調査結果

本調査では、BC 州に 4 ケ所ある民間の認定養子縁組機関のうち、バンクーバー市周辺にある「ファミリーサービス」「サンライズ」の 2 か所を訪問しインタビュー調査を行なった。

1 BC 州認定養子縁組機関「ファミリーサービス」の訪問調査結果

養子縁組機関「ファミリーサービス」は、バンクーバー市のダウンタウンの中にあり、ヨーロッパ系の白人よりもアジア等からの有色人種が多く生活している地域に事務所を構えている。商店やオフィスが立ち並ぶビルの一 corner の 2 階に事務所はあった。

(1) 「ファミリーサービス」の概要

訪問当日、インタビューに応じたのは養子縁組機関の理事である Shelley Brownell 氏であった。ファミリーサービスは 1928 年に家族に対する支援機関として設立された。地域の人口の増加とともに、家庭生活教育、子どものデイケア、家事サービス、危機的状態にある若者へのサービスなど地域での最前線で家族への支援を行ってきた。現在、英語以外の 17 の言語で相談に対応し、サービスを提供している。1996 年に BC 州養子縁組法が成立し、1997 年に子ども家庭省から委託されて BC 州認定養子縁組機関となった。政府の管轄として移管される 2003 年まで、養子縁組記録の開示請求やサービスを行い約 4000 人の成人した養子に対して実親やきょうだいの再会などの養子縁組コミュニティへの役割を積極的に果たしてきた。

(2) 「ファミリーサービス」の活動内容

子ども家庭省と契約した業務内容としては、養親希望者へのサービス(ホームスタディを含む)、カウンセリング、実親へのサポート、国内と国際養子縁組の養子縁組あっせんをしている。養子縁組にかかる費用が変わるときなど子ども家庭省の認定が必要で、子ども家庭省には 3 ヶ月ごとにレポートを提出している。現在、ファミリーサービスでは養親希望 120 家族が養子を迎えるのを待って待機している。

1) 「ファミリーサービス」でのインタビュー調査結果

① 養親希望者に向けて－養子縁組タイプの助言

養親希望者へ新生児の養子縁組、国際養子縁組、里子として社会的養護を受けている年長の子どもや障がいのある子どもからの選択肢があるので、どのタイプの養子縁組がその家族に向いているかをスタッフが助言する。

② 養子縁組先の選択の方法－実親が養親候補者を選ぶ

実親には養親のホームスタディで作成したファイル、手紙、写真をパッケージにしたものを見せて、実親が養親候補を選ぶ権利がある。同じ文化、宗教、同じジェンダーか、価値観、子どものいる家庭かなど詳細な項目が記入されているファイルから選ぶ。実親が選んだ養親候補者には子どもと実親家族の医学的及び社会的情報、これまでの経過などを養親に見せ、養親候補者が検討して養親となるかどうか返事をする。もし拒否をした場合は、実親は他の養親候補者を選ぶ。

③ 養親希望者への教育セミナー

a) 4 日間の教育セミナー：養子縁組の現場で経験を積んで資格をもったソーシャルワーカーがセミナーを行う。養親になるためのより良い準備をするための教育セミナーである。内容は、i 養子縁組入門 ii 法律的側面 iii 愛着と養子 iv 医学的問題 v 開放的養子縁組 vi 養子縁組の種類(国内、国際等) vii 別離と喪失 viii 妊娠期のアルコールとドラッグの影響 ix 親族による養子縁組 x 子どもの発達に関して 4 日間かけてセミナーが行われる。

b) ホームスタディー：養子縁組に関するレポート提出を含むホームスタディは夫婦の場合それぞれが別々に行う。ソーシャルワーカーには家庭訪問とホームスタディの評価をして家庭調書を作成することが決められている(養子縁組法施行規則第 3 条)。ホームスタディの内容も(a)出生の両親、将来の養親及び養子縁組された子に関する別離と喪失の問題、(b)養子縁組により親となること、及び生物学的な親となることの相違点等具体的なプログラムが準備され、それらも実親を配慮した視点からのプログラム構成となっている。評価方法としては養親候補の SAFE(Standard analysis Family Evaluation)⁶⁾ というアメリカで作成されたアセスメントを使用している。

④ 養子縁組に際してかかる費用

ファミリーサービスに払う費用としては、総額乳幼児は約 14,000 ドル、新生児の国内養子縁組の場合は約 18,000 ドルかかる。国際養子縁組は、35,000 ドルから 80,000 ドル(ファシリテーター費用+旅費+滞在費を含む)と国によって金額に幅がある。例えば、中国は孤児院に対し別に 5,000 ドルの寄付がかかる。以前中国はファシリテーターがいて別料金を払ってすべてアレンジしていた。現在は養子縁組の数が減ってアレンジする人は現地に行っている。中国の場合はオンタリオに中国専門の機関があり、中国からプロポーザルがあると現地でのホテルや孤児院との交渉など行ってもらっている。中国では養親が現地に行って 2 週間過ごす。アメリカから来る子どもには、新生児が多く直接にやりとりをしている。エチオピアは 2 回養親が行かなければならない等、国により国際養子の契約が異なる。

BC 州の子どもの養子縁組と他州の子どもの養子縁組、国際養子縁組、直接養子縁組にかかる費用は異なる。養子縁組の準備の費用 800 ドルと、セミナー等の学習で 525 ドル、ホームスタディ等の学習では、一人の場合は 3,125 ドル、二人の場合は 3,750 ドル

ルである。

委託されるまでの準備として、具体的には、生みの親が閲覧するための養親のプロファイルの登録、待機中のサポート、委託前のコンサルティング・カウンセリング、生みの親のコンサルティング・カウンセリング、養子縁組ホームスタディで認められた生みの親との振り返り、生みの親の社会・医学的履歴の準備、養子縁組希望のプレゼンテーションの他に、養親とともに生みの親の社会・医学的履歴の振り返り、生みの親、ソーシャルワーカーと養親の集まりを円滑に促す、生みの親への病院での支援、委託の促進というサービスがある。親族などへの直接養子縁組の場合は、委託前のアセスメントやサービス、委託後の養子縁組申請やサービス等で、10,300ドルを子どもが委託されてから31日までに収める。

⑤ 養子縁組後のサービス

子どもを迎えて養子縁組が終了するまでは、具体的には、委託後の生みの親のサポートとカウンセリングと養子縁組のための承諾書のアレンジ、委託後の養親のサポートとカウンセリングと3回の訪問、開放的養子縁組の調整のアシスト以外にも養子縁組に向けて裁判所への申請のための弁護士との調整、委託後の裁判所へのレポートの作成のための準備、ケース終了の準備と記録をヴィクトリアにある子ども家庭省に保管する、委託後の法的なファイルの保存がサービスに組み込まれている。ソーシャルワーカーは子どもが来たら6、12、18ヶ月の時に訪問してレポートを提出する。これらも費用に入っている。エチオピアから来た子どもの場合は、はじめはソーシャルワーカーによりレポートの提出が求められるが、その後16歳になるまで家庭で毎年セルフレポートを書くことになっているとのことであった。家庭訪問をして病気や発達上の心配があるときは、ハウスユニット(house unit; 筆者注: 地域の看護師が常駐している保健所のような位置づけと思われる)の看護師(house nurse)のサポートが利用できることを知らせる。養子縁組をして子どもを迎えた養親は子どもが何歳でも9ヶ月の休暇(leave)が取れる。養子縁組後養親らの集まりが、1ヶ月に1度ある。だいたい5家族くらい集まる。内容としては、ピクニック、ハロウィン、ボーリングなど楽しい催しを行っている。養子縁組が成立すると政府に記録は移管される。養子縁組の記録は保管する機関に19歳以降に問い合わせをすることで記録のコピーをもらうことができる。ファイルには実親のお腹に子どもがいた頃のことからすべて残すようにしている。

2) 「ファミリーサービス」の資料分析－養子縁組の手続きのプロセス

実母・実父用のパッケージ資料(詳細はⅡの実父母に向けてのジャーナルを参照)

認定養子縁組機関では、子どもを出産しても育てることが難しい場合、実父と実母に今後に関する情報資料が入ったパッケージが用意されている。以下はパッケージに入っていた資料である。

①「実母(実父)に向けてのジャーナル」:「ファミリーサービス」より勇気と愛をこめてと表紙に副題として書かれた実母(実父)の旅路〔A Birth Mother's(Father's) Journey〕ジャーナルの使い方が示されている。次の文章はその前文である。

「養子縁組を選択した生みの親のあなたのジャーナルです。これはあなたの人生の重要な選択をした時にあった出来事をきちんと残しておくために作成します。また、それは子どもを大切に育ててくれる養親へのギフトとしても使うことができます。養子縁組の際にこの記録によってあなたの願いが改められたり付け加えられたりすることができる癒しの道具です。あなたの想いをこめた詩や出産までの経過のストーリー、赤ちゃんに対する夢や願い、手紙、思い、感情、目標など出産前に記録しておくことができます。そのほかにもあなたのあかちゃんの思い出とともにあなた自身の生活を保つこともできます。あなた自身で書いてもよいですし、あなたの信頼できる人たちと書くこともできます。この作業はあなたにとって助けとなるでしょう。」と書かれている。前文に続き 1 ページずつ書き込めるよう次の項目が作られている。a「妊娠中に感じたこと」、b「書き始めた日、病院にいった日、増えた体重」 c「あなたが生まれたときのストーリー」 d「あなたへの私の夢と願い」 e「あなたのお父さんについての手紙」

f「私が養子縁組を選んだ理由」 g「養親の方に知ってほしいこと」 h「養子縁組をした1週間後・1ヶ月後・1年後の気持ち」等

②「養子縁組：実母のためのマニュアル」(Adoption:Manual for Birth Mother)：養子縁組をするかどうかベストな判断をするための情報、妊娠中、出産後のケア、その他の選択肢、養子縁組後の実母としての役割、実父が関わることの意義、名前を付けるかどうか、出生登録等について書かれている。

③「実親の悲しみ」というタイトルのリーフレット(Birthparent Grief)：養子に出すことは実親であり続けることを失うことである。養子縁組に出すことで実親は重大な喪失

に直面する。共に過ごす時間を失うだけでなく、親として過ごす時を失うことである。喪失することで生活に与える影響－不眠、悪夢、うつ、不安、怒りなどの喪失のプロセスについて説明している。その後にも生ずる悲しみについても書かれており、その際には専門的な支援、カウンセリング等についても言及し、参考になる本も紹介している。

④「実親であること：実母の位置づけ」についてのリーフレット：(Being A Birthparent: Finding Our Place)実親のための開放的養子縁組のガイドブックのパンフレットで使える資源やサポートについても書かれている。

⑤「実親へのサポートシステム」の図(Birth Parent Support System)：家族や友人、保健所など公的機関の実親の周囲に存在するサポート資源について図にまとめられている。

⑥「実親における養子縁組の影響」についてのリーフレット(The Impact of Adoption on Birth Parents)：なぜ養子縁組をしようと思ったか、どのようなレベルの開放的な養子縁組にしたいか、具体的にどのような家族を子どもに臨むのか、与えられた情報以外に養親のどんなことが知りたいかなどが書かれている。

2 BC州認定養子縁組機関「サンライズ」の訪問調査の結果

BC州認定養子縁組機関「サンライズ」は、バンクーバーのダウンタウンから渡し船(Sea Bus)に15分位乗船して対岸にある北バンクーバーの港から5分程歩いた所に事務所はあった。2人いるマネージング・ディレクターのひとり Delia Ramsbotham 氏がインタビューに対応する。

(1) BC州認定養子縁組機関「サンライズ」の概要

BC州認定養子縁組機関「サンライズ」は、カナダの歳入によって任命された慈善団体である。カナダは各州に養子に関する法律があり、それぞれの州が責任をもっている。法律が制定されるまでは生みの親や養親のアセスメントがなかったので弁護士などが行っていた。1996年にそれまでファミリーサービスをしていた機関などが認定養子縁組機関がとして創設された。当時は7ヶ所あったが、養子縁組の数も減少しコストもかかるようになったため財政的に難しくなり現在は4ヶ所に減少した。

(2) 「サンライズ」でのインタビュー調査結果

1)活動の内容

子ども家庭省からの委託で実親のオプションのカウンセリング、養親のアセスメント、教育プログラム、犯罪歴の有無、児童に対する態度や接し方に問題はないかなどを確認する。ソーシャルワーカーによるホームスタディを養親希望者に提供している。機関のスタッフとしては、4人のプログラムマネージャーがいて、ハイチ、アメリカ担当、アジア、アフリカ担当、実親カウセリング担当、クライアントの支援担当がそれぞれ配置されている。アドミニストリーアシスタントは、中国語など多言語ができる人が従事している。ホームスタディは40人のソーシャルワーカーが業務委託され、受講後のレポートも作成する。

①実親の選択

実親は子どもが生まれて10日後まで養子に出す意思が変わらなければサインをする。4年前から、実親が正しい選択ができるよう24時間一緒に過ごしてもらうようにしている。実親が最善の選択ができるようカウンセリングなどサポートを提供している。養子縁組を選択する実親、自分で育てることを選択する親等さまざまであるが、子どもを養子にだしても「サンライズ」と長期的に関わり続けている人が多い。1年に3回養親のために実親と交流する機会を催している。

② 養親希望者への情報提供とホームスタディ

養親希望者の第1番目のステップとして、国内養子か国際養子か民間にするか公的機関の子ども家庭省かを選択するための情報提供と助言を行う。ホームスタディは4ヵ月ほどかかり、10から12週の間5、6回家庭訪問する。近年はアジア系の人から養子縁組の希望が増えている。もしその人がBC州に住んでいれば留学生であっても国内養子になる。ホームスタディには、SAFEパッケージを用いる。養親が不妊の場合、カウンセリングにかかっているか、アルコール、虐待、薬物過剰摂取など各養親の評価をしている。2014年4月1日から2015年3月31日までの間に83組の養子縁組が行われている。

③ マッチングの方法

マッチングの方法は、実親が養親を選べるようホームページに30組以上の養親のプロフィールが掲載されている⁹⁾。養親候補のプロフィールには2枚にわたって写真や絵をたくさん入れて自分たちの生活や趣味、それぞれについて実親にアピールする文章を

書いている。その情報も含め、実親に2, 3人を選んで、第1から第3くらいまで養親候補をあげてもらおう。実親から選ばれても養親希望者が医学的背景などで拒否する場合や自身の子どもが授かる場合もある。その時は、次の候補者に声をかける。ある事例を紹介してくれた。昨年、生まれるまで妊娠に気づかなかった23歳の女性が来た。子どもは健康で、オプシオンのカウンセリングを行った。はじめは閉鎖的養子縁組を希望していたが、養親がとても良い人たちだったため定期的に会い、開放的養子縁組に変えて交流が続いているという。実親が正しい選択をして子どもの情報を共有しながら養親の元で育っていくことが有効であると、統括部長のシェリーは話された。養親も子どもの遺伝的なことや実親との交流から子どもの背景もわかるので安心して子育てができるという。

④ 養子縁組後の支援

実親は子どもが6ヶ月から1歳まではよく会うが、その後、実親が結婚したり家庭をもつと会う回数が減っていくことが多いという。そこで2年に1回実親に「サンライズ」に来てもらっている。先日15年前に養子縁組をした実親がきた。10代になっていた子どもを取り戻したいという訳ではなく、あくまでも親は養親で自分は親ではないが親戚のおばさんのような位置づけで交流しているという。機関では毎年養親家族とピクニックに行くが、その時に生みの親も一緒に過ごすこともある。しかし去年の実績では27組中、4, 5組は交流がない家族もいた。実父との交流は10-15%くらい。様々な交流の程度があり、定期的に会う場合から写真や情報を渡す程度のものもある。実父にも生みの母と同じカウンセリングを行う。子どもが生まれたときに実父にもコンタクトをとる場合がある。養子縁組後に不調(adoption break down)になった場合は、一時的な子ども支援のグループなどが関係修復のために紹介されるが、修復が難しい場合は「サンライズ」では他の養親をさがすようにしているということであった。

⑤ 真実告知について

きれいに飾られ整えられた箱の中に赤ちゃんがいる写真を見せてもらった。きれいにデコレーションされた箱には生まれた場所や赤ちゃんの名前等が書かれていた。その子どもが生まれたことを電話で知らされ、皆とても喜んで迎えにいったことを子どもに伝えるときにその写真も見せるという。これらが家庭の中に置かれているストーリーボックスに入れてあるということであった。親子の半分以上は開放的養子縁組であるが、交